

『増鏡』にみられる宮廷貴族諸流の盛衰

——外戚から近臣へ——

福田景道

『増鏡』は武家優勢の時代の公家社会を対象とする。

それはかつての王朝貴族が隆盛を誇った時代とは隔絶して、公家勢力の退潮が著しい社会であった。しかも『増鏡』において関東の武家政権に対抗し得るのは「治天の君」（政治上の実権をもつ上皇や天皇）のみであって、摂政関白や有力公卿はもはや宮廷社会の代表者ではなかったのである。また、宮廷社会最大の関心事とも言える皇位継承に貴族諸家が能動的に対処する場面も皆無に近しいと言わなければならない。

ところが、政治的影響力を著しく減退させた存在であるとしても、『増鏡』中にはかなり頻繁に宮廷貴族層の動向が描出される。まず目に着くのは、さまざまな宮廷行事・儀式が描写される際に、参加した貴族の本名や官職名がかなり克明に記載されていることである。数名から数十名が淡々と列挙される場合もあり、その羅列の弊を厭わない叙述態度は他の歴史物語には類例が見いだし

難いものである。しかも、列挙される人物の大部分が貴族階級に属し、大臣・公卿以上の貴頭はほとんど省略されて見えない。『平家物語』の「公卿揃」などの影響も無視できないが、おそらくは『増鏡』が典拠とした資料にすでに実名が列記されていて、それを忠実に転載した結果であろう。その転載の過程に人名がそれほど省略されなかったのは、『増鏡』の記録的性格に基づくとも思われるし、儀式の壮麗だった事実を数によって証明するためでもあったかもしれない。しかし、とにかく『増鏡』において個々の廷臣が完全に看過できるものではなかったことは確認できる。

また、『増鏡』には皇位継承者の決定が有力皇胤の明暗を峻別するさまが描かれ、そこに、生滅流転の歴史観が見いだされている。ただし、運命の変転を体験するのは皇統に属する者だけではない。帝や東宮の人選に対する影響力の行使は不可能としても、その人選が臣下の運命を左右しないはずはない。ある皇統に自家の存亡をゆだねていた廷臣は皇位の移動に伴う境遇の反転を免れな

いであらう。その実相をも『増鏡』は注視する。政權交代に伴って「昨日まで時の花と見えし人々」が失脚し、「世に年ごろ埋もれたりし人々」が顯職に復帰し、また、権力の所在地に「人々参りつどふ」という有様が再三にわたって表出されるのである。この「人々」が上達部・殿上人を確かに含み、主に公卿以上の宮廷貴族を表すことは、前後に紹介される具体的人名から容易に推察できる。これらの宮廷貴族層の追及は、『増鏡』の本質究明にとって無意味ではないであらう。

二

『増鏡』には巻初から月輪関白兼実や土御門通親などの権力者がその相貌の一端を覗かせ、定家・良経・宮内卿・秀能・家隆らの歌才が次々に照射されるが、廷臣の主役として最初に脚光を浴びるのは九条道家と言えよう。道家は、四代將軍の父、仲恭朝の摂政としてまず登場し（二七一・二七二頁）、その後、女尊子を後堀河帝に入内させたときには、関白として不動の權勢を手中にしている（二八四頁）。関白の座を嫡子教実に譲ってからも「わが御身は大殿とて、后宮（尊子）の御親なれば、思ひなしもやん事なきに、御子どもさへいみじう栄へ給さま、ためしなきほどなり。」（二八五頁）と一族の榮達を誇る。尊子・教実のほかに鎌倉將軍頼経・天台座主慈源・三井寺長吏行昭・興福寺別当円実・仁和寺御室

法助⁽⁷⁾を輩出して天下の要職を独占する榮華が驚嘆されている（同）。さらに、「天の下はさながら大殿（道家）の御心のまゝ」であることが確認される（二九三頁）。道家の三男子（教実・良実・実経）が摂関職を歴任した偉観は、師輔・兼家・忠通の三子撰錄の先例が引かれて過去の榮光の時代の再現を思わせた上で、さらにわずかな先例の瑕瑾が別抉されて、

（以前の三子撰錄の場合）いづれも御末までは御はせざりしに、この三所の流れたえず、久しき藤波にてたち栄へ給へるこそ、たぐひなきやん事なさまぬれ。末の世にもありがたくや侍らん。（三〇二頁）

と『増鏡』中でも最大級の贅辞が贈られているのである。道家の榮華が『増鏡』でかなり重要な位置にあることは、以下に述べるように、一連の摂関職継承記事からも察知できる。

第七「北野の雪」までは摂関の叙任の経過はほぼ正確に辿られると言われている⁽⁸⁾。そうではあるが、各叙任が均等に扱われているわけではない。

今（土御門帝治世）の摂政は、院（後鳥羽院）の御時の関白^{基通}の大臣。その後は後京極殿^{良経}ときこえ給し、いと久しくおはしき。此大臣はいみじき歌の聖にて、（下略）（二五四頁）

この後には、後鳥羽院と「おなじ御心」で和歌に親しむ摂政良経が、『新古今集』撰進事業でも極めて重要な働きをしたことが述べられている。つまり、ここにある

撰関叙任記事はそれ自体に主眼があるのではなく、和歌の道における良経の功績の記事に叙述を導く役割を果たすように思われる。あるいは『新古今集』撰集の偉業を導き出す契機に位置付けられるものかもしれない。また、その良経任撰政のことにさらに付随して近衛基通が関白・撰政であったことが記されたに過ぎないという見方も成り立つ。そうでなければ、これ以前の箇所基通の撰関職のことが編年どおりに記されていてもよかつたのではないだろうか。また、「いと久しくおほしき」と明記される良経よりも基通の撰政在任期間の方が実は長いのである。歌人良経に比較して、基通への注目度が低いことは間違いない。このように二人以上の撰関叙任が同時に記載される場合は、一人の就任に付随して他の就任が遡って記される傾向が指摘できる。すべての撰関職叙任に同等に関心が持たれているわけではないのである。

このほども、家実の大臣関白にておはしつれど、御讓位のとき、左大臣道家の大臣、撰政になり給。(二七二頁)

嘉禎三年よりは、岡の屋の大臣兼経、撰政にていませしかば、そのまゝに、今の御代のはじめも関白ときこえつれども、三月廿五日、左の大臣良実にわたりぬ。この殿も、光明峯寺殿(道家)の御二郎君なり。(二九六・二九七頁)

この二例では近衛家実・兼経父子が付随的である。九条道家・良実父子の撰政関白就任が近衛家の二人のそれ

よりも明らかに重視されている。また、「この程は光明峯寺殿道家又関白にておはする。」(二八四頁)の一文が、道家女嬪子が父の威光を背景に前関白家実女を庄倒して天皇の寵愛を独占する根拠として機能している例もある。家実女が一時ときめいたという記述はあっても結局は道家女の光輝を引き立ててしまふ。このほかに、撰政家実の早世が惜しまれながらも道家の三度執政の栄誉が賞賛され(二八九頁)、道家の三男実経の撰政就任は前述の三兄弟撰録の壮観賛美の一節を導き(三〇二頁)、良実・実経の撰関職還任も確実に記録される(三二二・三二四頁)。この父子四人の経歴に限ると、家実が関白から撰政へ転じた事実と実経のわずか二日間間の関白職との二件が『増鏡』に見いだせないにすぎない。このように、九条道家とその三男子の撰関歴は、一家の栄達ぶりが称揚されるのに伴って、叙任の事実が原則として看過されないのである。

一方、近衛流の撰関職はかなり省筆されている。伊藤敬氏は土御門朝以降「北野の雪」までの撰関は流布本系(十九卷本系)本文では完全に、古本系(十七卷本系)では近衛兼経・基平父子の各一回を除いて洩れなく記載されると言われる。(11)しかしながら、帝の成長に應じて撰政が関白に移ったり、新帝受禅の際に前朝の関白がそのまま撰政または関白にとどまる場合も多い。このような叙任を考慮に入れると、近衛系では兼経・基平の他に家実の撰政と関白、兼平の撰政在任も記載されていないこ

となる。これは十一件中の五件であり、九条系の十件中二件を大きく上回る。近衛家で記載されるのは、基通の撰政、家実の関白と撰政両職、兼経の撰政と関白、兼平の関白の六回だが、このうち基通撰政・家実撰政・兼経撰政両職については、前述のように付随的な紹介に過ぎず、道家父子に比して存在感に欠けるものであった。残る二回のうち兼平の場合は、

(帝から女御への消息を) 関白書かせ給けり。(中略) 又御消息まいる。(中略) ことたみも殿書かせ給めり。この比、殿ときこゆるは、太政大臣兼平の大臣、岡の屋殿(兼経)の御弟ぞかし。後には照念院殿と申たり。御手勝れてめでたく書かせ給しよ。(三一―三二頁)

というもので、前出の良経の歌道と同様に能筆をもって注目されている。帝と女御との交情や才能賞賛に付随しなければ、兼平の関白就任は記載されなかったのではないかとさえ思われる。近衛家関係で最後に残ったのは承久の乱後の家実の叙任記事である。

家実の大臣、又撰政になり返らせ給て、よろづをきての給も、さまざまに引かへたる世なりかし。(二八三頁)

とあって、簡潔ながら家実の権勢奪回の様子が窺える。しかし、これは「さまざまにひきかへたる世」になったことを示す一連の記事の一部分を形成するとも考えられ、九条家の場合に比べて撰職そのものへの関心度は

高くない。九条家や後鳥羽院側からの視座で、変転する政局を慨嘆する姿勢も看取できる。なお、十七巻本にない兼経と基平の叙任が十九巻本系には記されるという伊藤氏の指摘¹²⁾があるが、兼経の場合は「岡屋殿の撰政の御程也」と割注の形で示されていて、氏も言われるように問題がある。問題がないとしても、その筆致からは叙任の記録に目的があるとは思われない。

こうして、十九巻本系のみにある基平の任関白記事は唯一の例外として、「北野の雪」までの近衛流の撰職はそれ自体が注目される場合は皆無に近いことになる¹³⁾。そうすると、九条流の場合も道家の栄華に關連して特筆されているだけで、撰職一般が重視されているわけではないと見なすべきかもしれない。道家の三度執政や三兄弟撰録が贊嘆されるのも結局は道家一門流の繁栄が撰職独占に具現するからではないだろうか。言い換えれば、撰職の地位やその移動にはほとんど関心がなく、撰職に託して最も注目されているのは道家とその三子の栄進に限定されるのである。前述したように道家の実父良経の叙任記事でさえも撰政職の権勢には主眼がなかった。『増鏡』に捉えられる道家の栄華の範囲に良経の業績は含まれないからであろう。『増鏡』の文面からは良経と道家の親子関係は決して読み取れない。

右のことは、さらに、「北野の雪」に続く「あすか川」以降の撰職叙任がほとんど省略されている点からも傍証できる。道家の三男子が撰職を継ぐのは編年の上では

「北野の雪」までなのである。以下、末尾まで、九条流、近衛流の区別なく大部分の摂関職が看過されている。⁽¹⁵⁾ただし、例外的に花園帝即位の際に鷹司冬平の叙任が肯定的に記載されてはいる。

十一月十六日御即位、摂政後照念院殿^{冬平}、今日御悦申ありて、やがて行幸にまいる給ふ。あるべき限りのことども、ふるきにかはらで、めでたく過ぎ行。(四〇九頁)

この例は、依然として摂関が常置されている事実から、昔ながらの宮廷の秩序が堅持されていることを証明して、安定政権が築かれたという印象をもたせる点に主旨があるのではないだろうか。このめでたさにもかかわらず花園帝の治世がほとんど描かれなままに讓位をむかえる対照表現(四一二頁)もこの推定をたすける。反対に、摂関職によって政情の不安定、生々流転の実相が提示される場合もある。伏見帝の即位後、二条師忠、近衛家基、九条忠教、家基、鷹司兼忠の順に摂関職が「いとしげう」変転したという記述がそれである(三八〇頁)。摂関自体に主眼が置かれていないのがさらに明白になる。

形骸化した摂関職が移動しても『増鏡』の政局にはほとんど影響がないことが指摘される中で、結局道家一門関係に限っては作品中での意義が認められる。しかしそれも一門の顕栄を証明する目的に貢献するものに過ぎないのである。

ところで、摂関職に象徴される道家一家の躍進は何によってもたらされたのであろうか。『増鏡』ではまず天皇との姻戚関係締結に成功した点が強調される。藻壁門院尊子によって後堀河帝の後宮を制圧した道家は「后宮の御親」として宮廷社会に君臨する(二八五頁)。四条帝の外祖父になってからも孫女彦子を帝に入内させて長期政権の足場を築く(二九三頁)。「天の下はさながら大殿の御心のまゝ」と言われるのはこの時である。四条帝の夭折は道家流の悲しみと捉えられている(二九四頁)。四条朝の永続は外戚道家の栄華の保障にはかならなかつたからである。そもそも『増鏡』の歴史叙述の対象になる期間に、摂関家で帝の外家になったのはこの時の道家家以外にはないのである。摂関の権勢の根源を外戚関係に求めるのは、『栄花物語』や『大鏡』以来の伝統を継受する一面が『増鏡』にもあることに基くのであろう。將軍頼経の父権を重視する姿勢もこれに近い。

しかし、『増鏡』では、それにもまして、西園寺公経との連繫が道家の権勢の要件として重視されているようである。「道家の」北の方は公経の大臣の御女なれば、まして世の重くなびき奉るさま、やんごとなし。(二八五頁)、「北政所の父は、公経の大臣なれば、かの殿とひとつにて、世は弥御心のまゝなるべし。」(二八九頁)と繰り返され、西園寺公経との姻戚関係を道家栄華の主因とする姿勢さえ認められる。また、道家の次に廷臣の主役になるのはこの西園寺家にはかならない。

西園寺を中心とする北山別荘の偉容に起筆される「内野の雪」以後、『増鏡』では例外的に多くの紙幅が西園寺家に与えられる。その比類のなさはすでに先行研究によって十分に論究されているので、ここでは帝との姻戚関係が特に重視される傾向だけを指摘しておきたい。

まず、後嵯峨帝の中宮になっていた西園寺実氏女公子（大宮院）が里邸で久仁親王（後の後深草帝）を出産する経緯が詳述される点が注目される。少し前に西園寺を御堂関白道長の法成寺に匹敵させた筆が、今度は『紫式部日記』や『栄花物語』にある道長外孫敦成親王（後一条帝）誕生の場面を模して、一家の栄華を確定的にする男皇子誕生を装飾するのである。¹⁸ 宮廷貴族の全盛期として回顧されたであろう道長の権力構造に西園寺家の立場を同一化する意図が窺われる。こうして実氏一家は一層の繁栄を謳歌する。理想的先例をさらに凌駕するまでに栄華が誇張される。「来しかた行くすゑもためしあらじ」（三一四頁）と絶賛された高野御幸などの後嵯峨院時代の盛事が、西園寺家の栄耀としても賛嘆される。そのような記事が延々と続く。「この家の面目今日に待」（三〇五頁）・「ためしなき我身」（三〇九頁）と発声する実氏の満悦も表出される。実氏次女公子（東二条院）の内、北山准后（実氏室貞子）九十の賀、実兼女孿子（永福門院）の入内などの西園寺関係の盛儀が異様に詳しい。

そして、これらはすべて外戚であることに支えられた栄誉なのである。摂関家の家格をもたない実氏が后（公子）・国母（姑子）の親、帝（後深草）の祖父になる稀有な栄えが賞賛され（三一三頁）、実氏室が「天の下みなこのにほひならぬ人はなし」と言われて道長室倫子に例えられ（三六八頁）、大宮院姑子が二帝の母后であるだけでなく孫の後宇多帝の治世をも体験するめでたさが道長女彰子など過去のあらゆる国母にも比肩できないとまで強弁される（三六九・三七〇頁）。西園寺家の強靱な外戚関係への賛辞が執拗に重ねられるのである。これによって、外戚関係を唯一の栄華の条件と見なす傾向のある『栄花物語』『大鏡』以来の「世継」の系譜を、『増鏡』が堅実に継承していることも確認できる。

ただし、先行の歴史物語と『増鏡』が本質的に異なる点がある。『増鏡』においては、外戚関係の確定は宮廷社会を主導する条件にはなり得ないという点である。たとえば、西園寺家は実は外戚関係確保の前からすでに権勢を把握していたとしか考えられない徴証が見いだせる。

君だち一所下しきこえて、將軍になし奉らせ給べく、公経の大臣に申のぼせければ、あへなんと思すところに、九条右大臣道家の上は、この大臣の御女なり。その御腹の若君（頼経）、二になり給を、下しきこえんと、九条殿のたまへば、御孫ならんもおなじことと思して、定め給ぬ。（二七〇・二七一頁）

源実朝暗殺後の摂家将軍実現に際して、京都政権を代表する西園寺公経が、自分の血縁に連なるという理由で九条頼経を将軍に定めた、という文意である。この件の主導的立場に公経を置くのは『増鏡』独自の見解らしい。⁽²¹⁾この時大納言に過ぎなかった公経にそこまでの権限や勢威があったと見るのは困難であろう。西園寺家は公経の父実宗の頃から徐々に頭角を表したが、公経の発言が宮廷を動かすようになるのはやはり承久乱後としなければならぬ。⁽²²⁾また、右の一節からは、後の九条道家の権勢が公経女を北の方にした点に依拠する事態（二八五・二八九頁）がすでにこの段階で到来しているかのような印象を受ける。もしそうだとすれば、公経が九条家と結ぶことで台頭した事情にも矛盾するかもしれない。承久乱の活躍や外孫後深草帝の踐祚を待たないでも西園寺家は相当の権力を有していたという理解が『増鏡』の叙述の根底にあるように思われる。この態度は西園寺家の権威失墜後にも同様に見いだせる。元弘の後醍醐帝拳兵失敗後に行われた光厳帝受禪時の「西園寺大納言公宗に事のよし申て、春宮御位に即き給。」（四五四頁）という一文である。西園寺の家名は略されない。この頃の西園寺家は関東申次の特権をほとんど活用できなくなっていたが、それにもかかわらず『増鏡』では依然として重要な立場を保っていることが強調される結果になる。

つまり、『増鏡』の西園寺一統は、外戚になるか否かを最も重要な関心事にしながらも、それとは無関係に、終

始一貫して権力を保持し続けているのではないか。その権勢を背景にこの家は天皇の外戚になるのが当為のように扱われる。永福門院鐔子（実兼女）と広義門院寧子（公衡女）がそれぞれ後伏見帝と花園帝の准母として国母の地位を手中にし（三九七・四〇九頁）、光厳帝妃になった実衡女が当然立后するものと見なされ（四七七頁）、関東調伏の祈禱を隠すためと言われる後醍醐帝中宮鐔子（実兼女）の懐妊にさえ皇子誕生を期待する（四三九頁）。このような疑似的外戚関係がこの家のものに限って着実に記し止められる。『増鏡』の西園寺家は常に権勢家であり、外家であらねばならないという信念に支えられているようでもある。真の外戚関係が完成した場合にはその権勢に輝きが加わり、栄華が賛美される。同じように外戚になることに成功しても、洞院家や堀川家がそれほどの権勢が獲得できない旨が記されるのと対照的である。

ただし、このような権勢が何に基づくのか、いかにしてもたらされたのか、という点については遂に言及されない。その卓越した処世術以上に、関東申次の地位を世襲的に占有した点、すなわち武家政権に親近した点こそ西園寺家の勢威の源泉があることは明らかなのに、『増鏡』はそのことには一切触れない。皇位継承に鎌倉幕府が干渉することがしばしば明記される一方で、それに大きく関与したはずの関東申次の職権が完全に黙殺されるのは著しい偏向であろう。廷臣の武家政権との関係が隠

蔽されるのは『増鏡』の顕著な特色の一つであるが、それは西園寺家の全体像を知る上に最も大きな障害となる。

『増鏡』が歴史叙述の対象に選んだ百五十余年間には、宮廷貴族以外の外戚は出現しなかった。平清盛が安徳帝の外祖父であったのは前代に属する。外戚関係を希求した源頼朝の後宮政策は頓挫した。とにかく、旧時代以来の貴族世界に外戚の権益は維持できていたのである。したがって、外戚関係を重視することは王朝盛時の宮廷社会の秩序の持続を確認することにはかならなかつた。このように考えると、西園寺の外戚関係が表面化して、武家の勃興を端的に反映する関東申次が沈潜して文面に現れないことが納得できる。同様に撰政・関白の座も武家に侵犯されてはいなかつたゆえに、撰関職独占が道家一門の栄華の徴証になり得たのかもしれない。西園寺家の外戚関係や九条家の撰関職が貴族の栄光の時代を鮮明に再現しているのである。王朝盛時と同質な世界だけを叙述の対象に限定しようとする『増鏡』の基本姿勢が瞥見できる。

以上のように撰関時代的栄光が持続していると認定されるときに、『増鏡』の権臣は脚光を浴びるのである。しかし、撰関家や西園寺家のように確固とした基盤を保有できない廷臣が宮廷社会の大多数を占めていた点も留意されなければならない。

四

系図の文章化が『栄花物語』の一要素だった。²⁷『大鏡』や『今鏡』の主要部分は系図そのものを機軸にして成り立っていた。先行歴史物語は上級貴族の家系を顕現させるように構築されていたのである。ところが、『増鏡』から龐大に登場する貴族諸流の系図を本文から読み取ることが不可能に近い。各種の盛儀に各家から多数の参列者があつたことは明示されても、個々の廷臣の立場を支える出自には関心がなかつたかのようである。西園寺の家系が重視されたり、撰政関白経験者の所属する家が呼称などから判明するのは、重層的な外戚関係をもつ家門や廟堂の首座を代々継承する家系がこの時代にもなお存続していることを誇示する意図に直結する。西園寺の家名以外にも、外戚関係に関連して、土御門・花山院・堀川などの清華家・大臣家相当の家名が頻出することもある。過去の追懐が一部の家系を顕現させるのである。それ以外の大部分の廷臣は、数の上では宮廷の主要な構成員であるのに、所属する家門はほとんど問題にされない。²⁸

源有房は亀山院妃掬子女王との恋愛物語と内大臣栄進で強く印象付けられる。²⁹邦良東宮踐祚運動のために下った鎌倉の地で東宮の急死を知って剃髪する悲劇の主人公は六条中納言有忠である。ところが、有房の嫡子が有忠であることは『増鏡』の文面からは到底読み取れない。その有忠の男子が後醍醐帝の隠岐配流に同行した千種忠

頭であることにも『増鏡』の関心はまったく及ばない。

『増鏡』の方針は明白である。ただし、例外的に大納言昇進を上限とする資格が取り上げられる場合がある。

この御使ひの賞にや、宣房、大納言になされぬ。いといみじき幸ひ也。親は三位ばかりにて入道してき。子どもなどさえいときよけにて、あまたあめり。(四三二頁)

勸修寺の殿ばら、昔より近衛司などにはならぬことにてありつれど、内(後醍醐帝)の御めのと吉田の大納言定房、過ぎにしころ従一位して、いとめづらしくめでたければ、今は上臈とひとしきにや、幼き子の宗房といふも少将になさる。(四四一頁)

さても日野の大納言俊光といひしは、文保の比、はじめて大納言になりしを、いみじきことに時の人いひ騒ぐめりしに、その子、このごろ、院(後伏見院)の執権にて資名と云。又大納言になりぬ。めでたく度をさへ重ねぬる、いといみじかめり。前の御代にも、定房一品し、宣房大納言になされなどせしをば、かうさまにぞ人思いふめりし。(四七六・四七七頁)

いずれにも、帝・院の寵遇によって家格の制約を克服しての躍進が驚嘆されている。しかもその地位が一代に終わらないことが暗示されているのである。このように治天下に登用された近臣の家門の存在が無視できなかつたことが、後醍醐朝を中心に比較的新しい時代に認めら

れる。

また、これらは後醍醐帝周辺に「めのと」が頻出する点に符合する。ここに言う「めのと」(乳父)は乳母の父という本来の意味が消失して、養君を公私にわたって後身するものであった。⁽³¹⁾ただし、『増鏡』の「めのと」は天皇などの地位の維持安泰に貢献することはほとんどなく、養君から自身の地位上昇という形の恩恵を受ける立場に限定される。彼らは皇位継承者あるいはその候補者を後見することによって、自身の地位の向上を目指す。

吉田定房は「内の御めのと」と明記される(四一九・四四一頁)。世良親王にすべてを託した源大納言親房(四三五・四四一頁)、法仁法親王の後身花山院大納言師賢(四三五・四六七頁)、阿野廉子腹の諸親王を一時期後見した西園寺大納言公宗(四六七頁)らがこの関係を端的に現す。日野資名の「院の執権」も類似した立場であるし、万里小路宣房が後醍醐帝の寵遇によって昇進したことも疑えない。皇統と個人的結び付くことで宮廷の実権を握る廷臣の存在が注目されているのである。本来は外戚が「後身」の役割を果たすのであろうが、姻戚関係をもちたくない「めのと」が役割の一部分を分有するのが『増鏡』の顕著な特色と見なされなければならない。また、外戚とめのとの間にも、大臣(公)と大納言(卿)を峻別するのと同じ境界線が厳然と存するのも看過できない。

なお、これに類似した関係は鎌倉幕府にも見いだせる。

初代將軍頼朝は「君の後身」とされるが（二六七頁）、その頼朝に対しては北条時政が「私の後身」に位置付けられる（二六八頁）。將軍を差し置いて執権高時が「鎌倉の主」と呼ばれる場合は内管領長崎入道円基が「わたくしの後身」になり（四四九・四五〇頁）、將軍守邦親王に対する「御後身」には高時以下が相当させられる（四八四頁）。このように主君に対応して必ず「後身」がいる状態が一般的な政権の構図と考えられていたことが想定される。このほか、將軍頼經・頼嗣に対応して泰時・時頼が「後身」と呼ばれる（二九四・三〇一頁）。將軍宗尊親王が「東の主」と呼ばれ（三〇七頁）、時頼が「後身」と称される（三二五頁）。いずれにも、主君と後身の基本的関係が投影している。『増鏡』の基底にこの図式が厳然と存していることの反映であろうか。後身が実質的に主君を凌ぐ権力をもっているも、この図式に変化はないのである。また、姻戚関係とはまったく無縁にこの図式が成り立っている点が注意される。

主君との個人的な関係によって興起するのが『増鏡』の多くの廷臣に与えられた唯一の出世経路だった。大覚寺統と持明院統との間を政権が移動するたびに浮沈を繰り返すのは彼らにはかならなかつた。西園寺家をはじめとする清華家・大臣家や撰関家が終始一貫して相應の地位を保つのと対照的である。足利高氏の六波羅探題攻略の後、流浪する持明院統の院・帝や後二条系の東宮と運命を共にした近臣として名が挙げられるのは右衛門督勸

修寺経頭・左兵衛督油小路隆蔭・宰相柳原資明・大納言日野資名・大納言坊城俊実・中納言冷泉頼定等の中級貴族のみであり、西園寺家の当主公宗は北山に帰ったときれている（四八三・四八四頁）。東宮を「後身」した中院通頭も自邸に逃れたが（四八三頁）、彼は父通重と同じ内大臣に昇っていた（四七五頁）。また、後宇多院が邦良東宮に任用を依頼し、邦良急逝に際して剃髪した近臣も全員が大納言以下だった（四二八・四三四頁）し、後醍醐帝追放によって、官職を奪われたのは「大中納言・宰相すべて十人」だった（四五五頁）。

五

『増鏡』には王朝盛時以来の外戚・撰関の権威が強調されながら、同時に新時代の廷臣の動向もまた視界に入っている。後鳥羽院時代から後堀河・四条朝にかけて九条家の撰関職が際立ち、後嵯峨院とその影響が残る時代に主要な話題になるのが西園寺・洞院家などの外戚関係であった。九条兼実や内大臣通親も外戚として紹介されない。一方、大納言以下の近臣の政治的活躍は後醍醐帝を中心とする末尾近くになってから顕著になる。定房・宣房・資名の家格上昇も後醍醐帝登場後の部分の記事であった。第十三「秋のみ山」の「内（後醍醐帝）の御めのと吉田の前大納言定房」（四一九頁）が乳父を意味する「めのと」の最初の用例であるが、これ以後「め

のと」は多出し、しかもほとんどが乳母と関係しない。御子左家は後醍醐帝の二皇子（尊良・法仁）の外戚と見なされるが、後身の権は吉田定房と花山院師賢に譲ってしまった感がある（四三五頁）。つまり、『増鏡』の廷臣の主流は外戚や摂関職から院・帝などの近臣へと変遷するのである。

『増鏡』では、承久の後鳥羽院の挙兵に積極的に加わった公卿に「七条院（後鳥羽院の生母）の御ゆかりの殿原」として坊門大納言忠信・尾張中納言清経・中御門大納言宗家の三人と、「修明門院（後鳥羽院妃、順徳院生母）の御はらから」の甲斐の宰相中将高倉範茂とが挙げられている（二七三頁）。このうち、清経は諸注に七条院の甥坊門清親に訂正され、中御門宗家はかなり以前に死去していることから権中納言葉室宗行の誤りと見なされている⁽³²⁾。宗家・宗行のいずれであっても七条院の縁戚ではなく、『増鏡』のどこかに錯誤が残る。結局『増鏡』には後鳥羽院や順徳院の外家のみを掲出する姿勢だけが間違はなく指摘できる。ところが、この時後鳥羽院に荷担したのは外戚だけではなかった。『増鏡』には忠信の養子参議信成も掲載されないが、近臣一条宰相中将信能・前中納言藤原光親・兵衛督源有雅らの中心的貴族の名も脱落している。宗行も元来は院の近臣だった。このほか、久我内大臣通光・土御門権大納言定通・中院権中納言通方らの有力者も乱に関与していたらしいが、記載されない。このように『増鏡』では後鳥羽院らと血縁で

繋がるものだけが抽出されて、後鳥羽院政が外戚に支えられていたような印象が与えられている。それに反して、同じく倒幕を企図した後醍醐帝の周辺には中納言日野資朝・源中納言具行をはじめとする十数名の近臣群が克明に描出されている。これも『増鏡』の廷臣の主力が外戚から近臣に移る点に照応していると見なせよう。

『増鏡』では村上源氏の家系も際立つ⁽³⁵⁾。西園寺家の次に重視される家門は土御門家かもしれない。十九卷本系「内野の雪」には西園寺家に続いて村上源氏一門の公卿が列記されて両家の人材の豊富さが賛嘆されている（上・二八八・三〇二頁）が、そのうち、土御門と称される一門流が特に注目される。まず土御門帝の外祖父通親の名が見え（二五四頁）、次に後嵯峨帝の外祖父通宗（通親男）とその弟通方が登場し（二七六・二九二頁）、後嵯峨帝踐祚の際には定通が兄通宗の養子になって外伯父の立場で後身する幸運が明記される（二九五頁）。このように土御門家は外戚関係によって栄達した家系としてまず定位されるのである。一方、定通と幕府との縁故は看過されてしまう⁽³⁷⁾。その後「後土御門内大臣定通の御子」と家系が明示された上で、大納言顕定が後嵯峨院の処遇を恨んで遁世する逸話が紹介される（三二五頁）。ここに院との個人的関係が表面化し、続いて顕定の男子定実の時代になる。

土御門の前内の大臣定実、六月に太政大臣になり給ふ、いとめでたし。故大納言入道顕定の、本意なか

りし御面おこし給へる、いとゆゝし。院（龜山院）の御覚えの人なるうへ、才もかしこくをはすれば、世に用いられ給へり。（三九八頁）

と、定実が院の信任によって累進することが記され、帝や院に親近することに重点が置かれている。定実はかつて龜山帝とともに東宮（後宇多）の灸治に加わった東宮大夫であつて（三四四頁）、帝との個人的信頼関係が知られる。以上のように、外戚から近臣への焦点の移行は名門士御門家の上にも典型的に見いだせるのである。

こうして、『増鏡』の廷臣描出は、王朝盛時の余光でもある血縁や摂関職などの形式的関係が重視されていたのが、終末部に近づくにしたがつて天皇家の実力者との個人的な人間関係を中心になされるようになる。これは家格に捕われず人材登用に努めた後醍醐帝時代の実状にも即応している。しかし、後醍醐帝中心に激動した現実を対象に加えながらも失われつつある公家社会の栄光をあくまでも追及しようとした『増鏡』の本質をここに見いだすことも可能であろう。

また、外戚・摂関から中級貴族を主力とする近臣への焦点移動は、摂関制から院政への歴史的推移に対応する。『栄花物語』や『大鏡』が鮮烈に描き出した摂関政治の実態の模造から、『今鏡』から窺知される院政期の権臣群像の摘出へと『増鏡』の力点が転換したとも言える。

先行歴史物語に見られる貴族社会の変転を一作品の中に凝縮して再演させた一面も認められよう。この意味では

歴史物語の系譜全部を内包する『増鏡』によって歴史物語製作の歴史も幕を下ろされたのである。

注

(1) 木藤才蔵「増鏡の構想と叙述」『国語と国文学』三八巻六号、昭36・6。後に同著『中世文学試論』昭59、明治書院刊に再録。など参照。

(2) 拙稿「『増鏡』の世界——「皇位継承」の意義をめぐる——」『日本文芸論叢』二号、昭58・3。参照。

(3) ここに言う宮廷貴族は天皇と同族の關係をもつ公卿・殿上人を中心とする階層の意味である。黒板伸夫「宮廷貴族の思想」『季刊日本思想史』四号、昭52・8。同著『摂関時代史論集』昭55、吉川弘文館刊に再録。参照。

(4) 木藤才蔵「『増鏡』に及ぼした平家物語の影響」『国文目白』六号、昭42・2。同著『中世文学試論』前掲(1)に再録。参照。

(5) 鈴木孝枝「増鏡の文芸性」『東京女子大学日本文学』三一号、昭43・10、伊藤敬「増鏡の思想」『中世文学』二九号、昭59・5。・「増鏡の思想(統)」『藤女子大学国文学雑誌』三三三号、昭59・6。・「増鏡の思想(完)」(同三四号、昭59・12)など参照。

(6) 『増鏡』本文は時枝誠記・木藤才蔵校注「増鏡」『神皇正統記・増鏡』日本古典文学大系87、昭40、岩波書店刊から引用し、()内に補足説明を適宜補った。以

下同し。

- (7) 十九卷本系（流布本系）の『増鏡』「内野の雪」に法助の灌頂が収録されているが、そこに本来法親王に伝えられるはずの仁和寺の御室に例外的に法助がなったのは「峰殿（道家）世を御心に任せたりし頃」だったとあり、当時の道家の権勢がいかに絶大であったかが明示されている。なお、十九卷本系の本文は井上宗雄著『増鏡（上・中）』（昭54、58、講談社学術文庫）の「増補本系本文」による。
- (8) 伊藤敬「続『増鏡』流布本考」、『藤女子大学国文学雑誌』三一号、昭58・6。
- (9) 『公卿補任』（新訂増補国史大系）によると、良経の摂政が建仁二（一一二〇）年十二月廿五日から元久三（一一二〇）年三月七日までの約三年三ヶ月間なのに対して、基通の場合は建久九（一一九八）年正月十一日から建仁二（一一二〇）年十二月廿五日までで四年十一ヶ月に及ぶ。
- (10) 『公卿補任』では実経の一回目の関白職は寛元四（一二四六）年正月廿八日と同廿九日の二日間とされ、『摂関補任次第』（群書類従所収）には「寛元四正廿二関白。次日摂政」と見える。
- (11) (8) に同じ。
- (12) (8) に同じ。
- (13) 鈴木登美恵氏「『増鏡』の本文異同をめぐって——後崇光院本の検討から——」、『中世文学』三〇号、昭60・
- (5) には、十七卷本に比して十九卷本に近衛家関係記事が極めて多いことが指摘されるが、摂関叙任に限って言えば十九卷本独自の記事は基平任関白だけである。
- (14) この点から見ると、「北野の雪」までは摂関叙任が忠実に記されている流布本がまずあって、それを改修して成立した古本では兼経・基平のことが脱落したという伊藤敬氏の見解（前掲論文（8））は成り立たないのではないか。
- (15) 伊藤敬氏前掲論文（8）参照。
- (16) 山岸徳平・鈴木一雄編『大鏡・増鏡』（鑑賞日本古典文学一四巻、昭51、角川書店刊）二二三～二三五頁。
- (17) 宮内三二郎「兼好法師と増鏡——増鏡の作者は兼好ではあるまいか——」（私家版、昭46・9。同著『とはずがたり・徒然草・増鏡新見』（昭52、明治書院刊）に再録、同「増鏡と西園寺家——増鏡は西園寺家々門史でもある——」（『国語国文薩摩路』一六号、昭47・1。同上）、山岸徳平他編前掲書（10）二三五～二四五頁、佐藤敏彦「古典の摂取から見た『増鏡』の叙述態度——西園寺家関係の記事を中心にして——」（『解釈』三五巻八号、平元・8）など参照。
- (18) 山岸徳平他編前掲書（16）二二六頁、佐藤敏彦前掲論文（17）参照。
- (19) 拙稿「『増鏡』における過去と現在——「先例」の機能について——」（『島根大学教育学部紀要』二四巻二号、人文・社会科学編、平2・12）参照。

- (20) 拙稿『大鏡』の構想と皇位継承過程——「正統」の確定と顕在化——」(『島大國文』一七号、昭63・11)、篠原昭二『采花物語』『大鏡』の歴史観——皇位と権勢——」(東京大学教養学部『人文科学科紀要』九一輯、平2・3)など参照。
- (21) 『愚管抄』に頼経が外祖父公経に養育されたことが記され、『吾妻鏡』『梅松論』『承久記(慈光寺本)』『承久軍物語』などから頼経の外祖父が公経であることが知られるに過ぎない。
- (22) 龍肅「西園寺家の興隆とその財力」(同著『鎌倉時代一下・「京都」』昭32、春秋社刊)、多賀宗集「西園寺家の台頭」(『日本歴史』二八四号、昭47・1)、山本博也「関東申次と鎌倉幕府」(『史学雑誌』八六編八号、昭52・8)など参照。
- (23) (22)に同じ。
- (24) 龍肅「後嵯峨院の素意と関東申次」(前掲書〈22〉)参照。
- (25) 龍肅著前掲書(22)、山本博也前掲論文(22)など参照。
- (26) (2)に同じ。
- (27) 時枝誠記「采花物語を読む——その文面から系図を読むための国語学的方法——」(『国語と国文学』四一巻一〇号、昭39・10)参照。
- (28) 十九巻本の「内野の雪」では「御外戚の弱きは、今も昔もかかる(親王が出家すること)こそ、いといとほし
- きわざなりけれ。」(上・三三二頁)と寒門が外戚になった場合の不遇が嘆かれている。
- (29) 河北騰『増鏡』の文学性について」(『国語と国文学』六八巻一号、平3・1)など参照。
- (30) 先述の源有房が「才かしこくて」大臣に昇ったときには家は意識されていなかった(三九二頁)。特定の治天下の寵遇によるという扱いはないためかもしれない。
- (31) 橋本義彦「乳父管見」(『平安貴族社会の研究』昭51、吉川弘文館刊)参照。
- (32) 和田英松・佐藤球著『重修増鏡詳解』(大14、明治書院刊)参照。
- (33) 河野房雄「承久京方張本公卿とその家系——権中納言按察使藤原光親の場合——」(同著『平安末期政治史研究』昭54、東京堂出版刊)参照。
- (34) (33)に同じ。
- (35) 宮内三二郎「兼好法師と増鏡——増鏡の作者は兼好ではあるまいか——」(前掲〈17〉)など参照。
- (36) 通親は別の箇所「土御門の内大臣」(二五五頁)、「土御門内大臣通親」(二九二頁)と記されている。定通室は北条泰時の姉だった。
- (37) (本学助教授)